

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害対策本部等の設置	全対策班					
第2項 動員配備計画	全対策班					
第3項 応急対策の時間的目安	全対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
- ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
- ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
- ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

市は、災害対策本部等の設置について、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】によるほか、次のとおりとする。

第1項 災害対策本部等の設置

1 情報連絡本部の設置

次の場合、危機管理課長を本部長とする「情報連絡本部」を設置し、予備配備体制をとる。

- ① 市域で震度4、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度5弱が観測されたとき
- ② 県地方支部が庁舎待機以上の体制をとったとき
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④ その他地震災害に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

次の場合、総務部長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、警戒配備体制をとる。

- ① 市域で震度5弱、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度5強が観測されたとき
- ② その他地震災害に関して、総務部長が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

市長は、次の場合、「災害対策本部」を設置し、県及び防災関係機関と連携して、災害応急対策に万全を期す。

- ① 市域で震度5強以上、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度6弱以上が観測されたとき
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ③ その他地震災害に関して、市長が必要と認めたとき

4 設置場所

- ① 災害対策本部等は、本庁の災害対策本部会議室（市役所本館3階）に設置する。
- ② 本庁舎が被害を受け、災害対策本部等の業務機能が不能となったときは、市長の指揮できる場所に設置する。

5 意思決定権者（本部長）の職務代理順位

災害対策本部等の設置に当たって、意思決定権者（本部長）が連絡不能又は指揮をとることができない場合で、特に緊急に意思決定を必要とする場合の代理順位は、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】による。

第2項 動員配備計画

1 地震発生時の配備体制

市は、市に係る地域において地震が発生した場合、設置された災害対策組織に応じ、次に示す配備基準に基づき、速やかに配備体制を整える。

《 配備体制 》

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
予備配備	・ 情報連絡本部が設置され、関係機関との情報連絡を必要とするとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき	・ 地震情報及び住民からの情報等の収集 ・ 県地方支部及び警察等との連絡	危機管理課 維持管理課 農村整備課 本部活動対策班 ※その他、所管する施設、所掌事務等の状況により参集する。
警戒配備	・ 災害警戒本部が設置され、災害防止のために災害警戒本部組織の全体または多数の部門で応急対策を実施する必要があるとき ・ 総務部長が必要と認めたとき	・ 災害警戒本部における分掌事務の遂行	災害警戒本部員 災害警戒本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
非常配備	・ 災害対策本部が設置され、配備要員となっている者の全員で応急対策を実施する必要があるとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 災害対策本部における分掌事務の遂行	災害対策本部員 災害対策本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
特別配備	・ 市の全域にわたる大規模な災害が発生したとき ・ 市域で震度6弱以上が観測されたとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 全職員による災害応急対策の実施	災害対策本部員 全部局課

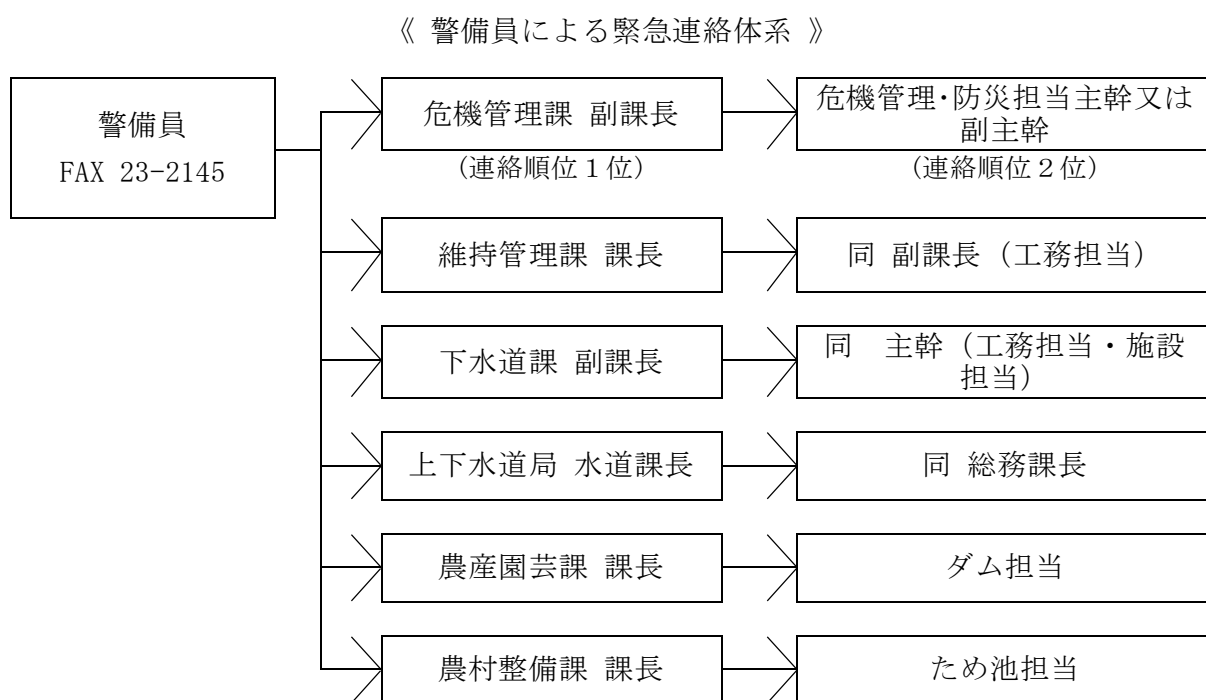
※ 各配備における動員の規模は、災害対策行動マニュアルによるほか、災害の規模、状況等に応じて、適宜、必要な体制を執る。

2 職員の参集

情報連絡本部員となる予備配備要員は、「情報連絡本部の設置基準」を満たす情報を入手したとき、北諸県農林振興局に設置される県地方支部との連絡体制を確立するため、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員は「災害警戒本部の設置基準」を、非常配備要員は「災害対策本部の設置基準」を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

なお、勤務時間外や休日、祝祭日における警備員から各防災担当者への緊急連絡系統は、次のとおりとする。



参集時の交通手段は、地震による道路被害または混雑を回避する必要から、可能な限り徒歩、自転車またはオートバイによるものとする。

また、参集する中で、可能な限り被害の状況を収集し、速やかに本部班（危機管理課）に報告し、関係課は本部班から情報収集を行う。

なお、交通途絶等のため勤務場所に参集するのが困難な場合には、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、災害対策本部または所属長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

その他、本項目については、【第2編 第2章 第10節 第2項「初動体制の確立」】を参照する。

3 非常時における自主参集の基準

勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の用件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員または非常配備要員は、市域で震度5弱、または近隣市町で震度5強の地震を覚知したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

4 関係機関への応援協力要請

災害の規模、救出・救護を要する人数等の状況により、本市のみでは対応できないと認めるときは、時期を逸することなく、関係機関に応援協力の要請を行う。

その他、本項目については、【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」、第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】を参照する。

第3項 応急対策の時間的目標

応急対策の時間的目標は、おおむね次表のとおりとする。

《 主な応急対策の時間的目標 》

区 分	発災後3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
活動体制	・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集・伝達・報告 ・本部員会議等の開催 ・応急対策要員の確保 ・一般職員の安否確認・参集 ・庁舎、避難地等安全確認	・職員の健康管理		
情報通信	・通信の確保、維持・運営 (防災無線、電話、インターネット、LAN)			
広報	・住民への広報 ・報道機関への広報 ・国、県、他地方公共団体への周知			・相談窓口の設置 (外国人対応含む。)
応援要請	・応援要請 (国、県、他地方公共団体、消防、警察、自衛隊、DMAT、防災ヘリ等) ・応援部隊の受け入れ (調整等)	・近隣等応援職員の受け入れ、運用		
災害救助法	・災害救助法適用の手続き			
救助・救急活動	・消防運用 ・捜索・救出班の編成、運用 ・要配慮者の応急対策 ・孤立住民及び観光客等の応急対策(山間部等)	・遺体の収容、処理		
二次災害防止	・避難指示、誘導 ・警戒区域等の設定 ・気象予報等の収集及び伝達 ・土石流対策 ・水防等の監視・警戒 ・河川・ダム施設の応急対策	・危険物被害状況の把握と連絡 ・危険物に係る警戒・規制対策 ・治山・砂防施設の応急対策		
医療	・救護所の設置 ・傷病者の搬送 ・医療救護班等の編成、運用、調整 (医療機関との連絡含む。)	・医療施設の応急復旧	・メンタル・ヘルスケア	
保健衛生・防疫		・トイレ対策(設置、し尿処理等) ・防疫・衛生班等の編成、運用	・入浴対策 ・ごみ、廃棄物の処分 (周知、収集、処分) ・ペット対策	
交通・輸送		・緊急輸送路の指定 ・障害物撤去 ・緊急輸送(物資等) ・道路の応急復旧		

区 分	発災後3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
避難収容	・避難所の設置、運営	・食料確保・供給 ・物資確保・供給 (毛布、日用品等) ・避難所外避難者の支援 ・義援物資、義援金の受け入れ、運用 ・ボランティアの受け入れ、運用	・犯罪防止体制の把握、調整 ・高齢者、障がい者等の介護	
住宅・建築		・建築物の応急危険度判定 ・住宅応急修理 (崩落・補強等)	・り災証明書の発行	・住宅入居の情報提供、あつせん ・応急仮設住宅準備(入居希望調査、建築場所)
ライフライン		・水道班等の編成、運用 ・上下水道応急復旧 (把握、調整等含む。) ・電力、ガス応急復旧 (把握、調整等含む。) ・鉄道応急復旧 (把握、調整等含む。) ・公衆通信応急復旧 (把握、調整等含む。)		
経済・産業				・農林水産業応急対策 (生産物の保護、販路維持の調整等) ・商工業対策
文化・教育	・児童・生徒等の安全確保		・各種文化施設等及び文化財の対策 (施設確認、文化財保護等)	・教育再開 (準備含む。) ・学校保健安全対策

出典：地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（内閣府・平成22年）

第2節 発災直後の情報の収集・伝達

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 通信環境の確保	本部班、管財調達班					
第2項 被害情報等の収集・伝達	本部班、総務班、巡回広報班、調査班、各総合支所総括・総務班、その他関係各対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
- ・資料 2-17 防災電話番号一覧
- ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
- ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
- ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
- ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
- ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
- ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-7 被害報告様式第4号様式（県様式）
- ・様式-8 放送要請様式（放送申込書）

地震発生時における対策は、本節に特に定める事項のほか、【第2編 第3章 第4節「発災直後の情報の収集・伝達」】により行う。

第1項 通信環境の確保

1 通信施設の緊急点検

地震により施設の被害が予想される場合には、通信施設の緊急点検を実施する。

(1) 電話回線の点検

「管財調達班」は、直ちに電話回線の状況について異常の有無を確認する。

各総合支所及び各地区市民センターとの通話の確認を優先し、次いで、県地方支部及び県災害対策本部との通話を確認する。

庁舎内の内線通話機能の確認も行う。

(2) 無線通信の緊急点検

「本部班」は、直ちに無線局を開局し、防災行政無線等による通信を試み、異常の有無を確認する。

各総合支所及び各地区市民センターとの通信の確認を優先し、次いで、県地方支部及び県災害対策本部との通信を確認する。

(3) 情報システム等の点検

地震情報等の入手に必要な「県総合防災情報ネットワーク」との接続の状況を確認するとともに、宮崎地方気象台の情報入手や「防災・防犯情報メールサービス」の発信のために必要なインターネットとの接続の状況について確認する。

2 使送体制の確保

通信が途絶した場合、県、警察等の防災関係機関との連絡は、総務対策部「総務班」から要員を選定して使送により行う。

本部と各対策部との連絡は、本部連絡員が行う。

また、アマチュア無線局に協力を依頼して、通信の確保に努める。

第2項 被害情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

(1) 地震に関する情報

「本部班」は、宮崎地方気象台が発表する、次のような地震に関する情報を積極的に収集し、状況の把握に努める。

《 緊急地震速報（警報） 》

種類	発表基準	内 容
緊急地震速報	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	- 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 - 強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）

《 地震情報 》

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

《南海トラフ地震に関連する情報》

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある
---------------	---

（2）県からの情報の伝達

宮崎地方気象台が発表する地震に関する情報で、次に該当する場合、県防災行政無線等により、直ちに、市及び消防局等の関係機関に伝達される。

- ① 市域において震度4以上の地震が観測された場合
- ② その他状況に応じ必要と認める場合

2 被害情報の収集

（1）収集すべき情報と収集の目的

発災直後に行う情報の収集は、全般的な状況の把握を目的とし、迅速性を第一とする。

また、地震災害に関する情報は、災害発生から時間的経過に比例して徐々に変容し、段階的に情報量が増大するとともに正確さも増すため、情報収集を継続的に行い、被害の実態調査に努める。

初期及びその後において収集すべき情報は、主に次のとおりである。

- ① 火災の発生の有無、その規模及び延焼の状況等
- ② 死者、負傷者等の人的被害の有無、その場所及び人数等
- ③ 避難の必要の有無、その避難の状況等
- ④ 主要道路、橋梁等の被害の有無、その状況等
- ⑤ 建物の倒壊の有無、その状況等
- ⑥ 電気、ガス、水道等のライフラインの被害の有無、その状況等
- ⑦ その他異常事態及び被害の有無、その状況等

（2）地域情報の収集

「本部班」は、速やかに各自治公民館との連絡について、総務対策部「総務班」に指示し、被害調査区域を受け持つ各担当班は、地域の被害状況について情報を収集する。

総務対策部「総務班」は、各担当班からの情報をとりまとめ、「本部班」に報告する。

【第2編 第3章 第4節 第1項「被害情報の収集」参照】

（3）高所を利用した被害情報の収集

「本部班」は、被害が発生したと推測される地震の発生後、庁舎の安全を確認した後、庁舎展望台に要員を配置し、火災の発生等被災状況の早期発見に努める。

（4）現地での被害情報の収集

市は、情報収集班体制を執り、情報収集担当職員を各地区公民館や市民センター等

に派遣し、現地から被害情報を本部に伝達することにより、正確な被害状況の把握に努める。

（５）消防団による被害情報の収集

消防団は、管轄する地域内の巡回を行い、現地からの被害情報を消防団本部に伝達し、正確な状況の把握に協力する。

（６）公共土木施設、公共施設等に関する被害情報の収集

公共土木施設の被害状況については、【第2編 第3章 第12節 第2項「緊急輸送対策」】、公共施設等については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」】、農業用施設については、【第2編 第3章 第18節 第1項「農林畜産業の応急対策」】により被害情報の収集を行う。

（７）救助法に係る調査

建物の倒壊に関する情報収集は、救助法の適用に係る事項であることから、【第2編 第3章 第8節 第2項「被害状況の調査」】に準じて、第1次判定の調査を兼ねた情報収集を行う。

3 被害情報の報告

「本部班」は、各情報収集活動により集められた情報をとりまとめ、県及び関係機関に報告するほか、応急対策を行う各班に伝達する。

【第2編 第3章 第4節 第2項「被害情報の報告」参照】

4 緊急地震速報への対応

職員は、緊急地震速報※¹の発表※²から地震による揺れの始まりまでの時間が非常に短いことを想定して、速報の覚知後、直ちに次のことを行う。

- ① 来庁者に地震発生を大声で知らせ、身の安全の確保を誘導する
- ② 落下のおそれがある物、ガラス窓からの退避
- ③ エレベーターの緊急停止
- ④ 自身の安全の確保
- ⑤ パニック防止の呼び掛け

※¹：気象庁は、震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※²：日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

第3節 災害広報活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 広報体制の整備	秘書広報班、情報収集・巡回 広報班					
第2項 広報要領	秘書広報班、情報収集・巡回 広報班、避難収容班					
第3項 相談窓口の設置	関係各対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

・資料 2-17 防災電話番号一覧

本項目については、【第2編 第3章 第5節「災害広報活動」】を参照する。

第4節 広域的な応援活動体制

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応援要請	本部班、管財調達班					
第2項 防災救急ヘリコプター等 の応援要請	本部班、管財調達班					
第3項 他市町村への応援の実施	人事班					
第4項 大規模災害時の後方支援 の実施	関係各班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆大規模災害時後方支援計画

◆協議会災害時広域連携計画

◆資料編

- ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
- ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
- ・資料 2-19 宮崎県市町村防災相互応援協定

本項目については、【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、新たに以下の第4項について留意する。

第4項 大規模災害時の後方支援の実施

市は、南海トラフ地震等の大規模災害時、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会構成市町のうち、沿岸部の3市（必要な場合は内陸部支援も含む。）を支援対象とし、宮崎県市町村防災相互応援協定の活動項目について、後方支援を実施する。

後方支援の詳細は、「大規模災害時後方支援計画」に基づく。

第5節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害派遣要請基準等	本部班					
第2項 災害派遣要請要領	本部班					
第3項 派遣部隊等の受入体制	本部班、管財調達班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・様式-13 自衛隊災害派遣要請様式

本項目については、【第2編 第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】を参照する。

第6節 災害救助法の適用等

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害救助法の適用	本部班					
第2項 被害状況の調査	調査班、建築班					
第3項 被害の認定	調査班、建築班					
第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成	本部班、各総合支所総括・総務班、各消防署班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・資料 7-1 被害認定の基準
- ・資料 7-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（早見表）
- ・資料 7-3 災害救助法による帳簿書式（1～40）
- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

本項目については、【第2編 第3章 第8節「災害救助法の適用等」】を参照する。

第7節 避難収容対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 避難収容対策	本部班、避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、環境政策班、消防団、各総合支所生活福祉班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆避難所開設・運営マニュアル

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-13 指定避難所位置図
- ・資料 2-33, 46 災害時における避難所等の協力に関する協定書
- ・様式-14 市様式第5号 避難広場及び避難所の開設状況等の報告
- ・様式-15 市様式第6号の1 収容避難者名簿
- ・様式-15 市様式第6号の2 収容避難者集計
- ・様式-15 市様式第6号の3 避難者カード

本項目については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、以下について留意する。

第1項 避難収容対策

1 避難施設の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物の倒壊等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。

2 避難情報の発令並びに伝達

市長（本部班）は、地震による住宅等の倒壊や火災延焼等二次災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

避難情報の発令基準は、次表のとおりとする。

《 避難情報の発令基準 》

区分及び 警戒レベル	基 準
避難指示 警戒レベル4※	・地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保 警戒レベル5※	・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害の発生が確認され、現場に残留者がいるとき、又は二次災害の危険があるとき ・その他緊急に避難する必要があると認められるとき

※警戒レベルは土砂災害に関連する場合のみ付して発令する。

第8節 救助・救急活動及び消火活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 救助・救急活動	消防対策部各班、消防団、本部班、保健・救護班					
第2項 消火活動	消防本部班、消防署班、消防団					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 救助・救急活動

本項目については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、以下について留意する。

1 救助活動の原則

- ① 警察官、医療機関その他関係機関と連絡を密接にし、負傷者等の効率的な救助活動に当たる。
- ② 救助活動に際し、救助隊等のみで救出できない場合は、付近の住民に協力を求めるものとする。
この場合、二次災害の防止に十分注意を払う。
- ③ 負傷者が多数いる場合は、重傷者を最優先にし、必要な応急処置を施した後、それぞれの傷病者に適応した医療機関へ搬送することを原則とする。
- ④ 救助活動に長時間を要すると認められるときは、医師の現場への派遣を要請する。

2 救助・救急体制

（1）初動体制の確立

被災者の救助活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、医療の支援体制を確立する。

（２）救助・救急等の応援要請

市長（本部班）は、被災地の救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は、知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

（３）救出活動への協力

市長（本部班）は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救助活動への協力を呼びかける。

（４）住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即した住民の組織力を強化し、“自分たちの地域は自分たちで守る”という連帯感に基づき、次のとおり自主的に防災活動を実施する。

- ① 負傷者及び要配慮者の救助及び救急
- ② 正確な情報の伝達
- ③ 出火防止措置及び消火の実施
- ④ 適切な避難
- ⑤ 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

3 救助・救急体制の確立

建物倒壊や生き埋め等により、多数の救助・救急対象者の発生が予想される。

そのため、被害を最小限にとどめることや、人員・資機材を投入し、早期の救助・救急体制の確立に努める。

《 救助・救急が必要な被害想定量 》

人的被害の最大想定			必要な体制
被害項目	日向灘南部地震	南海トラフ巨大地震 (県想定)	
死 者	37 人	約 70 人	遺体安置所の確保
重傷者	167 人	約 1,200 人	救急医療施設の確保
軽傷者	3,299 人		救急医療施設の確保
避難者	11,997 人	約 10,000 人*	避難所の確保

※被災 1 週間後の避難所内避難者数

第2項 消火活動

本項目については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」】を参照する。

第9節 医療救護活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 市域における医療救護体制	都城市北諸県郡医師会					
第2項 医療救護班による活動	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第3項 助 産	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第4項 輸送体制の確保	消防本部班、消防署班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-9 市内病院及び診療所
- ・資料 2-20 都城市北諸県郡医師会災害医療計画（北諸県郡医師会との協定）
- ・資料 2-48 災害時における医療救護活動に関する協定（都城市北諸県郡薬剤師会）

本項目については、【第2編 第3章 第11節「医療救護活動」】を参照する。

第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急対策車両の確保	管財調達班、各総合支所総括・総務班					
第2項 緊急輸送対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、管財調達班					
第3項 交通対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署					
第4項 鉄道輸送	本部班、九州旅客鉄道株式会社					
第5項 航空輸送	本部班、消防本部班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-52 緊急通行車両の証明書等（様式 1～4、第 18）

本項目については、【第2編 第3章 第12節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 食料の供給	物資補給班					
第2項 飲料水の供給	水道班、本部班、 物資補給班					
第3項 生活用水の供給	水道班、本部班					
第4項 生活必需品等の供給	物資補給班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-25, 41 災害時における飲料水提供に関する協定書
- ・資料 2-26, 27 災害時応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-30, 31 災害時における物資の供給等に関する協定書
- ・資料 2-49, 50 災害時における施設利用に関する協定書
- ・資料 2-53 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量
- ・様式-9 （社）宮崎県エルピーガス協会都城支部との協定
- ・様式-10 南九州ペプシコーラ販売株式会社との協定
- ・様式-11 都城地区生コンクリート協同組合との協定
- ・様式-12 南九州コカ・コーラボトリング株式会社との協定
- ・様式-17 市様式第08号災害対策出動に係る炊出し・給食及び応急資材・物品使用報告

本項目については、【第2編 第3章 第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」】を参照する。

第12節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 防疫対策	環境政策班、総合支所生活福祉班					
第2項 感染症対策	保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第3項 し尿処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、環境業務班、下水道班					
第4項 ごみ処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、各総合支所産業土木班、環境業務班					
第5項 衛生対策	福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第6項 障害物の除去	環境業務班、土木班、各総合支所産業土木班、下水道班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-28 災害時における応急対策業務等に関する協定
- ・資料 2-38 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書
- ・資料 2-54 し尿処理車保有数量
- ・様式-17 市様式第9号汲取り実施状況報告
- ・様式-18 市様式第10号消毒等実施状況報告

本項目については、【第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、第4項において、以下についても留意する。

第4項 ごみ処理対策

1 災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理施設等被害状況調査

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、ごみ処理施設等の確保及び復旧のため、ごみ処理施設等の被害状況を把握する。

(2) 災害廃棄物の処理、処分計画

「環境業務班」は「各総合支所生活福祉班」と連携して、建築物等の倒壊等に伴い発生した大量のがれき・廃木材について、分別、中間処理及び最終処分に係る計画策定を行い、処理のために必要となる場所、施設（破砕・選別施設・焼却施設・最終処分場）等を確保する。

また、処理、処分に当たっては、環境に配慮する。

第13節 行方不明者の搜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 行方不明者の搜索	秘書広報班、消防本部班					
第2項 遺体の処置	環境政策班、各総合支所 生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-55 火葬場一覧

本項目については、【第2編 第3章 第15節「行方不明者の搜索、遺体の処理、埋火葬に関する活動」】を参照する。

第14節 応急住宅の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急仮設住宅の建設	建築班					
第2項 一時的住宅の提供	建築班					
第3項 被災住宅の応急修理	建築班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第16節「応急住宅の確保」】を参照するものとする。

第15節 公共施設等の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヵ月 以内
第1項 公共施設等の応急復旧	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」】を参照する。

第16節 農林畜産業の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 農産業対策	農政班、農村整備班、畑かん班、 各総合支所産業土木班					
第2項 畜産業対策	農政班、各総合支所産業土木班					
第3項 林産業対策	森林保全班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第18節「農林畜産業の応急対策」】を参照する。

第17節 文教対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 学校教育対策	学校施設班、学校教育班					
第2項 保育対策	学校施設班、学校教育班、福祉こども・救護班					
第3項 文化財及び社会教育施設対策	社会教育班、各総合支所総括・総務班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第19節「文教対策」】を参照する。

第18節 ライフライン施設の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 上下水道施設の 応急対策	水道班、下水道班、総合政策 総括班					
第2項 ガス、電力、通 信施設の応急対策	宮崎ガス、九州電力、九州電 力送配電、NTT西日本					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-22 災害時における水道の応急復旧に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-34 都城市域電力設備災害復旧に関する覚書
- ・資料 2-44 災害時における専用水道水提供の協力に関する協定書

本項目については、【第2編 第3章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照する。

第19節 二次災害の防止活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 二次災害の防止活動	本部班、土木対策部各班、 消防対策部各班、各総合支 所産業土木班					
第2項 被災建築物等の応急 危険度判定	本部班、土木対策部各班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

第1項 二次災害の防止活動

1 二次災害の事前把握

地震の揺れによる直接的な被害とは別に、数時間から数日間後に発生する災害、余震や地震後の降雨により発生する災害は、地震による直接的な被害よりも大きな被害をもたらす場合もあり、十分に警戒しなければならない。

次のような二次災害について、事前に把握しておくことが重要である。

（1）通電火災

地震により家屋に大きな被害を受けている場合で、地震による停電が復旧した後、屋内外の断線箇所から発火したり、使用中であった電気製品が再発熱、加熱することにより火災を発生させることがある。

（2）土砂災害

地震と同時に発生する土砂災害とは別に、揺れにより地盤が緩み、その後の余震や降雨を契機として、かなりの時間の経過後に発生する場合がある。

（3）水 害

地盤の隆起や液状化に伴い河川堤防が決壊する場合、又はため池の堤体が決壊して洪水が発生する場合がある。

（4）有害物質等の漏洩

地震により危険物施設が損壊し、貯蔵する毒物、劇物等の有害物質が漏洩したり、可燃性物質の漏洩により火災が発生する場合がある。

2 パトロール・監視の実施

「本部班」は、大規模な地震の発生後、直ちに、前記のような二次災害について、発生のおそれのある災害の種類と場所を予測・特定し、消防団や自主防災組織の協力を得て、危険の兆候をとらえるためのパトロールや監視を行う。

また、災害発生の可能性が高い場所については、監視カメラや観測機器を設置するなどして監視体制の強化を図る。

3 避難基準等の見直し

市長（本部班）は、地震の発生後における水害や土砂災害による二次災害を防止するため、避難情報の発令の基準について、揺れによる地盤の緩み等を考慮して、基準を繰り上げる等の運用見直しを行い、住民の安全の確保に努める。

【第2編 第3章 第9節 第1項「避難情報の伝達」参照】

第2項 被災建築物等の応急危険度判定

1 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

「建築班」及び「土木班」は、被災した建築物及び宅地について、余震等による倒壊、部材の落下等から住民の安全を確保するため、「被災建築物応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」（以下「応急危険度判定」という。）を行い、これによって判断された建物等の危険性を所有者等に知らせることにより、二次災害への注意を促す。

2 応急危険度判定の実施

（1）調査の実施

応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」の基準に基づき行われ、その結果は、「本部班」が管理する。

「本部班」は、応急危険度判定のための調査を実施するため、地元の判定士に協力を依頼するが、地元の判定士では不足する場合は、県に、判定士の派遣を要請する。

（2）判 定

応急危険度判定の結果は、危険度に応じて3段階に分類される。

「建築班」及び「土木班」は、判定結果について、所有者に説明するほか、建築物の出入口等によく目立つ場所に、分類に応じて色分けされた「判定ステッカー」を貼り、周囲の人にも建物又は宅地の状態がわかるように周知を図る。

《応急危険度判定による危険度の区分》

区分	色	判定の内容
危険	赤	建築物または宅地に立ち入ることが危険
要注意	黄	建築物または宅地への立ち入りには注意が必要
調査済	緑	建築物または宅地については、危険の程度が小さい

3 二次災害防止のための応急措置

「本部班」は、応急危険度判定の結果に基づき、建物または宅地が極めて危険な状態にある等、二次災害の危険性が高いと判断される場合、その建物または宅地への立ち入り制限等の措置を講じる。

また、特に二次災害が切迫した状態にない場合であっても、余震や降雨等により急に危険な状態になることに備えて避難の準備を整えておくよう、住民に対して十分な注意を呼び掛ける。

4 応急危険度判定に関する広報

「本部班」は、応急危険度判定は、二次災害への注意を促すために行うものであることについて周知を図るため、積極的に広報を行うとともに、所有者は、判定に立ち会って説明を受けるよう呼び掛けを行う。

また、応急危険度判定は「り災証明のための被害認定」とは異なることについても周知を図り、混乱を生じないように努める。

【第2編 第3章 第5節 第2項「広報要領」参照】

第20節 ボランティア活動との連携

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 ボランティアの受け入れ	市社会福祉協議会					
第2項 ボランティアの派遣の要請	福祉こども・救護 班					
第3項 災害救援ボランティアセン ターとの連携	福祉こども・救護 班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第21節「ボランティア活動との連携」】を参照する。

第21節 義援金・義援物資の受け入れ

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 義援金の受け入れ、配分	出納班					
第2項 義援物資の受け入れ、配分	物資補給班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第22節「義援金・義援物資の受け入れ」】を参照する。

第22節 要員の臨時的雇用

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 臨時職員等の雇用	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第23節「要員の臨時的雇用」】を参照する。

第23節 社会秩序の維持

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 社会秩序の維持	本部班、秘書広報班、商工観光班、警察					
第2項 帰宅困難者対策	本部班、秘書広報班、避難収容班、物資補給班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第24節「社会秩序の維持」】を参照する。

第24節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害緊急事態の布告及び特定 大規模災害の指定	本部班、各班					

第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

項 目	担 当
第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	各部

本項目については、【第2編 第4章 第1節「地域の復旧・復興の基本的方向の決定」】を参照する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

項 目	担 当
第1項 公共施設の災害復旧事業計画	各部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各部

本項目については、【第2編 第4章 第2節「迅速な現状復旧の進め方」】を参照する。

第3節 計画的復興の進め方

項 目	担 当
第1項 震災復興方針・計画の策定	各部
第2項 震災復興事業の実施	各部

本項目については、【第2編 第4章 第3節「計画的復興の進め方」】を参照する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	総合政策部、総務部、各総合支所、各地区市民センター
第2項 給付等による支援	福祉部
第3項 税の減免等の措置	総務部、地域振興部
第4項 災害公営住宅の建設	土木部
第5項 雇用機会の確保	商工観光部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-21 災害発生時における都城市と都城市内郵便局の協力に関する協定
- ・資料 2-56 都城市税減免の基準に関する規則
- ・資料 2-57 都城市災害弔慰金の支給等に関する条例

本項目については、【第2編 第4章 第4節「被災者の生活再建等の支援」】を参照する。

第5節 被災者の経済復興の支援

項 目	担 当
第1項 民生関係の融資	福祉部、総務部、市社会福祉協議会
第2項 住宅資金の融資	福祉部、土木部、宮崎県南部福祉こどもセンター
第3項 農林業関係の融資	農政部、環境森林部
第4項 商工業関係の融資	商工観光部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

本項目については、【第2編 第4章 第5節「被災者の経済復興の支援」】を参照する。